

令和7年3月12日  
(令和7月6月17日更新)  
資源循環局事業系廃棄物対策課

## 一般廃棄物処理業者に対する事業停止命令について

横浜市は、一般廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、次のとおり事業停止命令を発出しましたので、お知らせします。

### 1 停止対象許可

一般廃棄物収集運搬業許可

### 2 処分内容

事業の全部停止（令和7年3月19日から6月16日までの90日間）

### 3 根拠法令

法第7条の3第1号

### 4 処分理由

(1) 事務所及び駐車場において、横浜市長の許可を受ければ事業の範囲を変更し、一般廃棄物の積み替え保管行為を行った。このことは、法第7条の2第1項に違反するため。

(2) 一般廃棄物の許可を有しない業者から一般廃棄物を受け入れた。このことは、法第7条の3第1号に違反するため。

また、このことについて、法第18条第1項に基づく報告徴収を行ったところ、他者から廃棄物を受け入れた事実はないと、虚偽の報告を行った。このことは、法第18条第1項に違反するため。

＜法令については裏面参照＞

### お問合せ先

資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長 田島 稔之 Tel 045-671-2526

＜参考＞

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 関連条文（抜粋）

第六条の二

七 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

第七条の二 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

第七条の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。）又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。